

NI+C 業務委託購買条件

表記の業務委託契約購買条件は以下のとおりです。

第1条 (総則)

- 日本情報通信株式会社(以下「甲」という)の発注先(以下「乙」という)は、甲の定める本契約の別紙「仕様書」に基づき、頭書契約件名記載の業務を受託するものとする。
- 仕様書に明示されていない事項があるときは、乙は甲の書面による注文指図を受けるものとする。
 - 乙は本契約による委託業務(以下、「本業務」という。)の詳細について甲と随時打合せを行い、その注文指図に従うものとする。

第2条 (一括委任又は下請負の禁止)

- 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 乙は、前項の規定のほか、本業務の一部を第三者に委任、又は請け負わせる場合、その業務の範囲、相手方、再委託の理由等につき、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。この場合、乙は、当該第三者との間の契約において、本契約に基づく乙の義務と同等の義務を当該第三者に負わせるものとする。
 - 前項により本業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、甲の承諾があることを理由として本契約上の自己の義務の免除または軽減を主張することができず、甲は、当該第三者の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し、本契約上の責任を問うことができる。
 - 甲は、乙が第三者に本業務の一部を再委託することを承諾したときであっても、その後当該第三者を本業務の受託者として適格でないと認めるときは、その理由を乙に対して明示した上、いつでもその承諾を撤回することができる。

第3条 (権利義務の譲渡等)

乙は、本契約によって生ずる一切の権利もしくは義務を甲の書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡し、承継し、担保に供し、または負担させてはならない。

第4条 (本業務実施場所)

- 乙は、業務実施に必要な機械、設備、機材、材料、資材(以下、「設備等」という。)を自己の責任と負担で準備しなければならない。ただし、本業務の履行にあたって甲が必要と認めた場合は、乙は甲の事業所内において業務を行い、または甲の設備等を使用することが出来る。この場合において、特段の理由がある場合を除き、甲は、本業務の履行のために必要な作業場所および設備等(以下、総称して「施設等」という。)を有償貸与するものとし、別途書面にて定めるものとする。
- 乙は、甲の事業所内において本業務を行うときは、本業務に従事する乙の従業員等に甲の規則等を遵守させるものとする。
 - 乙は、使用を認められた施設等について、善良なる管理者の注意をもってこれを使用するものとし、本業務遂行の目的以外に使用または利用しないものとする。
 - 乙は、甲の事業所内において業務を行う必要がなくなったときもしくは甲が要求したときまたは本契約が終了したときは、施設等を速やかに甲に対して返還するものとする。

第5条 (就業規則)

本業務を実施する乙の従事者の労働条件は、すべて乙の定めるところによるものとし、乙は本業務を甲から独立して作業する。乙の従業者と甲との間には契約関係は一切生じないものとする。

第6条 (秩序の維持)

乙は、甲の提供した場所で本業務を実施する場合、甲の内部規則・慣行等を遵守し、安全と秩序の維持に努めなければならないものとする。

第7条 (実施責任者)

- 甲は、甲の本業務の実施に関する責任者(以下、「甲の実施責任者」という。)を定め、本契約締結後速やかに書面等をもってその氏名を乙に通知するものとする。
- 甲の実施責任者は、本契約の他の条項に定めるものおよび本契約に基づく甲の権限とされる事項のうち次に掲げる権限を有するものとする。
 - 本契約の履行に関する乙の実施責任者に対する注文指図、承諾、協議および立会い。
 - 本契約に係わる工程の総合調整に関すること。
 - 前項の規定に基づく乙の実施責任者に対する注文指図は、甲が別に定める書面等をもってこれを行うこととする。
 - 本業務が建設業法の適用対象となる場合、甲は、本業務の履行に関し、工事現場に監督員を置くときは、当該監督員の権限に関する事項および当該監督員の行為について乙の甲に対する意見の申出方法を書面により、乙に通知しなければならない。

第8条 (指揮監督等)

乙は、乙の本業務の実施に関する責任者(以下、「乙の実施責任者」という。)を

- 定め、本契約締結後速やかに書面等をもってその氏名を甲に通知するものとする。
- 乙の実施責任者は、次の各号に定める事項を行なうものとする。
 - 本業務遂行に関して必要がある場合に甲と協議を行うこと。
 - 本業務に関する乙の従事者に対する指揮監督、勤怠管理および安全衛生管理等を行うこと。
 - 本業務に関して甲と進捗状況、仕様等の打合せ会議を行うこと。
 - 乙は、本業務の実施について事業主として労働関係法規等に規定するすべての責任を負うものとする。
 - 本業務が建設業法の適用対象となる場合、乙は、本業務の履行に関し、工事現場に監督員を置くときは、当該監督員の権限に関する事項および当該監督員の行為について甲の乙に対する意見の申出方法を書面により、甲に通知しなければならない。

第9条 (仕様書等の管理)

本契約に基づき甲が乙に貸与する本業務に関する仕様書等その他必要により甲が乙に貸与する資料(以下、「業務資料」という。)については、乙は、次の各号に定める事項を遵守しなければならないものとする。なお、本条に定めるほか、乙は、第22条の定めに従い、乙が甲から受領した業務資料について、守秘義務を負うものとする。

- 本業務以外に使用してはならないものとする。
- 甲の承諾なくして複製または複写してはならず、第三者に閲覧、貸与、提供、売却または担保提供等の処分をしてはならないものとする。

なお、甲の承諾を得て複製または複写したものについても、本契約の条文に基づき同様に取扱うものとする。
- 業務資料等(その複製・改変物を含む。)を他の資料、物品等と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管し、本業務遂行の目的以外に使用または利用しないものとする。

なお、乙は、業務資料等を紛失、滅失、毀損または変質した場合は速やかにこれを申し出る。
- 甲から返還を求められたとき、または本契約が終了した場合、速やかに業務資料等を全て返還するものとする。

第10条 (仕様書等の変更)

甲は本契約締結後、仕様書等に変更を行う必要が生じたときは、乙と別途協議のうえ仕様書等を変更することができるものとする。

- 本業務が建設業法の適用対象となる場合、前項の変更は甲および乙の正当な権限を有する代表者が記名押印する文書によるものとする。

第11条 (緊急の措置)

乙は、本業務の実施に伴い緊急に甲からの注文指図を受けるべき事態が発生したときは、ただちに甲に連絡しその指図を受けるものとし、その指図に従い対処しなければならない。

- 乙は、甲からの指図を受けることができず適宜の応急措置をとった場合は、事後直ちに甲に報告するものとする。

第12条 (進捗状況報告)

甲は乙に対し何時でも本業務の進捗状況について、報告を求めることができるものとし、乙は速やかにこれに応じるものとする。

第13条 (検査)

- 乙は、本業務完了後、直ちに甲に対し業務完了報告書を提出し、乙による本業務の履行(物品、ソフトウェア、著作物等の成果物(以下、「成果物」という。))を含む。)が仕様書等の条件等に適合しているか否かについて、甲の検査を受けなければならない。
- 甲は、甲所定の検査方法に基づき業務完了報告書受領の日から10日以内に検査を行うものとする。
 - 甲は、検査を終了したときは、書面をもってその結果を速やかに乙に通知するものとする。甲から乙に対して10日以内に検査結果の通知がない場合は、本業務は、本条第1項に規定する受領の日から起算して11日目をもって甲が実施する検査に合格したものとみなす。

第14条 (検査不合格の場合の措置)

前条に規定する検査の結果、検査結果が不合格になった場合は、乙は乙の責任と負担において甲の指示に基づき、甲の指定する期日までに本業務の補正を行うものとし、補正が完了したときは、乙は直ちに甲に通知し、再度前条に規定する検査を受けなければならない。

第15条 (給付完了日)

- 第13条第2項の検査に合格した場合は、第13条第3項の検査結果通知書をもって給付完了の通知とし、検査に合格した日をもって給付完了日とする。
- 乙は、甲から給付完了の通知を受けたときは、速やかに請求書を発行するものと

する。

第16条 (成果物)

本業務の目的が成果物の作成である場合、または本業務の実施により、成果物が発生する場合、乙は、本契約および本契約添付の仕様書の記載に従い成果物を納入することとする。

第17条 (所有権の移転及び危険負担)

前条の成果物の所有権は、第15条の給付完了日をもって、乙から甲に移転するものとする。

2. 前項の規定による所有権の移転前に生じた成果物の毀損または滅失等による損害は、全て乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の故意または過失により生じた場合は、この限りではない。

第18条 (著作物の帰属)

本契約により作成された成果物の著作権(著作権法第27条、第28条に定める権利を含む。)は第15条の給付完了日をもって乙から甲に移転するものとする。

2. 乙は、当該著作物について甲および甲により利用を認められた者に対して、著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定される権利をいう。)を一切行使しないものとする。

第19条 (甲の知的財産権等)

本契約に別段の定めがある場合を除き、甲は、乙に対して、甲の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の産業財産権(特許を受ける等、登録前のこれらの権利を受ける権利を含む。)、著作権、技術上または営業上のノウハウに関する権利、その他の権利(以下総称して「知的財産権等」という)を使用する権利を一切認めるものではない。ただし、甲が、書面による合意に基づき、乙に対し一部の範囲での使用を認めた場合は、この限りではない。

第20条 (第三者の知的財産権等の侵害)

乙は、自己の費用と責任により、本業務の遂行のためおよび甲または甲により利用を認められた者による本業務の成果の利用に必要な一切の第三者の知的財産権等に係る許諾、その他必要な合意、承認を取得することとし、本業務の遂行および甲または甲により利用を認められた者による本業務の成果の利用に際し、乙および第三者の知的財産権等その他の権利を侵害することがないことを保証する。また、乙は、第三者をして、甲または甲により利用を認められた者に対して著作者人格権を行使させないものとする。

2. 本業務の遂行または甲もしくは甲により利用を認められた者による本業務の成果の利用に関して第三者の知的財産権等その他の権利を侵害している、または侵害している可能性があるとして甲または甲により利用を認められた者と第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等が発生したときは、乙は訴訟費用を含む全ての費用を負担して責任をもって当該紛争等を処理、解決するものとし、甲および甲により利用を認められた者を免責せしめるとともに甲が被った一切の損害を賠償するものとする。ただし、当該紛争等が専ら甲の提示した仕様書等による指定または甲の指示・指図もしくは命令に起因する場合において、これらの指定等が不適切であることを乙が本業務の履行の際に過失なくして知り得なかったときは、この限りではない。

第21条 (許認可等の取得)

乙は、本契約の履行のために、関係する国、地方公共団体等の許認可等の取得、届出等必要なすべての手続きを自らの責任において取らなければならない。

2. 乙は、本契約に定める乙の義務を履行するために、第三者の合意、承認その他の了解が必要な場合は、それらを取得しなければならない。
3. 甲が要求した場合、乙は前項の手続きが完了したことを証明する文書を甲に提出しなければならない。

第22条 (守秘義務)

乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本契約の存在および内容、甲が乙に交付した仕様書およびその内容、乙が本契約を通じて甲から口頭または書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、データ等の甲の技術上、営業上および業務上の一切の情報(以下、「秘密情報」という。)を本契約遂行の目的以外に使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号の一に該当することを立証し得た情報は、秘密情報には含まれないものとする。
 - (1) 乙の責に帰すことのできない事由により、甲による提供の時点で既に公知であるかまたは提供後に公知となった場合
 - (2) 乙が甲による提供の時点で既に保有していた場合
 - (3) 乙が第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した場合
 - (4) 乙が独自に開発した場合
3. 乙は、自己の役職員または第三者に秘密情報等を使用させる場合、当該役職員または第三者に本契約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員(退職または退職後も含む。)または第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。
4. 個人情報の保護・機密保持に関し、本契約のほか、別に定める規定がある場合

は、当該規定を遵守するものとする。

第23条 (契約金額の支払)

甲は、第15条の給付の完了が確認されたときは、頭書の契約金額を乙の指定する金融機関口座に振込をもって支払うものとする。

2. 甲は、前項の契約金額について請求書受領日の翌々月末日(ただし、本業務に下請代金支払遅延等防止法の適用がある場合は、甲が業務完了報告書を受領した日の翌月末日)以下、「支払約定期間」という。)に支払うものとする。

第24条 (支払遅延利息)

甲の責に帰すべき事由により前条第1項の規定による契約代金が、支払約定期間内に支払われなかったときは、乙は甲に対して、支払約定期間満了の日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し年3%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。ただし、乙が下請代金支払遅延等防止法の対象となる個人または事業者である場合には、甲が給付を受領した日から起算して60日を経過した日から支払いを完了した日までの支払遅延金額に対しては年14.6%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

2. 天災、その他やむを得ない事由により支払約定期間までに支払いをしない場合は、当該事由の継続する期間は、支払約定期間に算入せず、または遅延利息の支払日数も計算しないものとする。
3. 第1項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てるものとする。
4. 本業務が下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる場合は、第2項は適用しない。

第25条 (支払代金の相殺)

本契約により甲が乙から徴収できる金銭債権があるときは、甲は乙への支払い代金と相殺することができる。この場合において、相殺を行っても甲が乙から徴収できる金銭債権に残額があるときは、乙はその残額を、甲からの請求により支払うものとする。

第26条 (契約不適合責任及び修補)

甲は、成果物について、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であることを第17条に定める所有権移転の日から起算して一年以内に、発見したときは、乙に対して速やかに通知し、次の各号に定めるいずれかの措置をとることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。甲がその契約不適合によって被った一切の損害について賠償の責を負うものとする。

- (1) 甲が定める期間内に、当該契約不適合の修補または代替品の納入(以下、併せて「修補等」という。)を、乙の責任と費用負担で完了することを乙に請求すること。なお、修補等の検査については第13条の規定を準用する。
- (2) 前号に定める方法では、本契約の目的を達することができないと甲が合理的に認める場合は、本契約の全部または一部を解除すること。
2. 前項の規定は、甲による第33条の行使を排除するものではない。
3. 第1項に定める期間を経過した後に発見された契約不適合であっても、乙の故意または重大な過失によるものについては、前2項の規定を準用する。
4. 契約不適合のある物品が第1項または第3項の規定に従い修理されてから、または代替品を受け取ってから、1年以内に契約不適合(ただし、修理の場合については同一原因による契約不適合に限る。)のあることが発見された場合は、第1項ないし第3項の規定を適用する。

第27条 (納入期限の無償延伸)

乙は、天災、不可抗力その他乙の責に帰すことのできない事由により、納入期限までに本契約を履行することができない場合は、甲に対して遅滞なくその理由を付した書面により通知し、甲が承諾した場合にはこれを無償延伸することができる。ただし、その延伸日数は甲乙協議して定めるものとする。

2. 前項の事由が90日以上継続した場合は、甲は本契約の一部または全部を解除することができる。
3. 第1項に規定する書面の提出は、甲がその必要がないと認めたときは、これを省略することができる。
4. 第2項の規定により、本契約の一部を解除した場合において、既納部分で検査に合格したものは、甲の所有とし、甲は当該部分に相当する代金を第23条により支払うものとする。

第28条 (納入期限の有償延伸)

乙は、乙の責に帰すべき事由により、納入期限内に契約を履行することができない場合において、期限後に契約を履行する見込みのあるときは、甲に対して遅滞なくその旨を書面により申し出るものとする。

この場合において、甲は、乙から遅滞金を徴収して納入期限を延伸することができる。

2. 前項による延伸の有無に拘らず、乙の責に帰すべき事由により、納入期限内に

契約を履行することができない場合の遅滞金は、頭書の納入期限の翌日から、第13条に規定する通知を甲が受理した日まで、1日につき履行遅滞部分に対する契約金額相当額の1000分の1に相当する額とする。

3. 前項の規定により計算した遅滞金の額については、第24条第3項を準用するものとする。

第29条 (契約の無償解除)

甲は、乙が天災その他乙の責に帰することができない事由により本契約の解除を申し出たときは、本契約の全部または一部を無償で解除することができる。

2. 前項の規定により、本契約の一部を解除した場合においては、第27条4項の規定を準用する。

第30条 (乙の責に帰すべき契約の解除)

甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約の全部または一部を解除することができる。この場合において、甲は、乙から違約金として解除になった部分に対する契約代金の100分の10に相当する額を徴収する。

ただし、第28条第1項の規定により納入期限の有償延伸を行った後に解除した場合においては、甲から乙に対して解除の通知をした日までの遅滞金相当額を違約金として更に徴収する。

- (1) 本契約の規定に違反し、当該違反の性質または状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき。
- (2) 本契約の規定に違反し、当該違反の性質または状況に照らし、違反を是正してもなお本契約の目的を達成することが困難であるとき。
- (3) 本契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき。
- (4) 正当な理由なく本契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (5) ①支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、
②監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき、信用資力の著しい低下があったとき、
③破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、
④手形交換所の取引停止処分を受けたとき、
⑤自らを債務者とする仮差押え、仮処分もしくは差押えの命令、通知が発送されたとき、競売の申立てがあったとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき、
(6) 相手方に対する詐術その他背信的行為があったとき、または相手方に重大な危害または損害を及ぼしたとき、
(7) その他、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

2. 前項の規定により本契約の一部を解除した場合においては、前条第2項の規定を準用する。

第31条 (契約の有償解除)

甲は、経済事情の変化、その他の理由により必要があるときは、乙に対してその理由を付した書面により本契約の全部または一部の解除を求めることができる。

この場合、甲の責に帰すべき事由があるときは、乙は通常生ずべき損害を限度として甲に対し損害賠償を請求することができる。

2. 前項に規定する損害賠償の額は甲乙協議して定めるものとする。01. 第一項の規定により本契約の一部を解除した場合においては、第27条第4項の規定を準用する。

第32条 (延滞金及び違約金利息)

甲は、第25条、第28条および第30条の規定による甲から乙への請求に対して、乙が指定の期限までに支払わないときは、甲は乙に対して期限の翌日から支払日までの日数に応じ、未払金額に対し年14.6%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。この場合において第24条2項および第3項の規定を準用する。

第33条 (損害賠償等)

乙は、本業務の履行(工事の施工を含む。)または本契約上の義務違反により、甲または第三者の生命、身体に危害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき、または第三者との間に紛争を生じたときは、乙の負担と責任で紛争を解決するものとし、また、甲または第三者に生じた一切の損害を賠償し、これによって甲に損害を被らせないようにする。ただし、甲の責に帰する事由によるときはこの限りでない。

2. 甲は、第30条の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第30条第1項に定める違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対して、そのを超える損害について賠償を請求することができる。

第34条 (調査)

甲は、甲が必要と認める場合および本契約の遂行に関して重大な問題が発生したと判断した場合、第13条に定める検査のほか、本業務内容の実態等を確認するために必要な範囲で、乙に対し無償で、関係資料および情報の提出を求め、本契約の遂行にかかる事業所等においてその実態を調査することができるものと

する。

第35条 (紛争の解決)

本契約について、甲乙間に紛争が生じたときは、甲乙誠意をもって甲乙協議し定めるものとする。

2. 前項の協議が整わなかった場合、本契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第36条 (存続条項)

本契約が期間満了または解除された場合でも、第3条、第18条、第19条本文、第20条、第22条、第24条、第25条、第26条、第32条、第33条、第35条および本条の規定は引き続き効力を有するものとする。

第37条 (変更)

本契約の内容の変更は、甲および乙の正当な権限を有する代表者が記名・押印または署名する文書による場合に限り行うことができる。

2. 次の各号の一にあたる時、当事者は契約金額の変更を求めることができる。
(1) 本業務の追加、変更または契約期間の変更があったとき。
(2) 提供品について品目、数量、受渡時期または受渡場所の変更があったとき。
(3) 契約期間内に材料、役務等の統制額または一般職種別賃金の変更により契約代金が明らかに不相当であるとみとめられるとき。
(4) 契約期間が長期(期間は当事者が協議して定める。)にわたる場合、その契約期間内に租税の変更、物価賃金の変動によって、契約金額が明らかに不相当と認められるとき。
(5) 一時中止した本業務または災害をうけた本業務を続行する場合、契約金額が明らかに不相当と認められるとき。
(6) 水道、電気、ガスに関する事業主体の直轄工事に関して、これらの事業費の増減があり、契約金額が明らかに不相当であると認められるとき。
3. 契約金額を変更するときは、本業務の減少部分については仕様書により、増加部分については時価によって甲乙協議の上その金額を定める。

第38条 (分離扱い)

本契約の一部の条項が裁判所または行政庁の裁定により無効とされた場合は、それによって契約の目的を達することができないと甲が認める場合を除き、当該条項のみを無効とし、契約全体の効力には影響しないものとする。

第39条 (合意)

本契約は、本契約において明記された付属文書と併せて、本業務の委託に関する甲乙間のすべての合意および了解を記載したものであり、本契約締結前における甲乙間の一切の議論、了解および合意を吸収し、かつ、これらに取って代わるものである。

第40条 (契約外の事項)

本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めることとする。

以上

(2020.04.01) B07-01-1